(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百五十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
習志野市茜浜二丁目一九番三地内	前	四九・八〇～八四・五〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
習志野市茜浜二丁目一九番三地内	後	四九・八〇～九三・三〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間　図面縦覧場所

習志野市茜浜二丁目一九番三地内　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類　一般国道

路線名　二十号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北杜市武川町牧原字堂佛寺一四〇四番一から同市武川町三吹字柳川原二一四三番一〇四まで	前	一三・〇〇～二七・二九メートル	〇・二二八キロメートル
北杜市武川町牧原字堂佛寺一四〇四番一から同市武川町三吹字柳川原二一四三番一〇四まで	後	一三・〇〇～三二・五一メートル	〇・二二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間　図面縦覧場所

北杜市武川町牧原字堂佛寺一四〇四番一から同市武川町三吹字柳川原二一四三番三四まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百五十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
町田市鶴間字十六号一六七三番六地内	前	三四・二三～四五・八九メートル	〇・〇〇一〇〇キロメートル
町田市鶴間一丁目一八番一九から同市鶴間一丁目一八番一三まで	前	四五・三一～四六・二六メートル	〇・〇〇一〇〇キロメートル
町田市鶴間一丁目一八番一九から同市鶴間一丁目一八番一三まで	後	七〇・二七～九〇・三四メートル	〇・〇〇四五キロメートル
町田市鶴間字十六号一六七三番六地内	後	七三・二六～九〇・三四メートル	〇・〇〇四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間　図面縦覧場所

町田市鶴間一丁目六九六番三地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一から同区渋谷三丁目一九番四まで	前	五八・〇〇～六七・〇〇メートル	〇・〇〇一〇〇キロメートル
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一から同区渋谷三丁目一九番四まで	後	六一・〇〇～九三・〇〇メートル	〇・〇〇一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　八王子市中野山王一丁目七〇四番一から同市中野山王一丁目七〇七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　茅野市宮川字仲田五八一五番八から同市宮川字家下四四八五番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日